

島根県が政府に要請しておりました、まん延防止等重点措置について、27日（木）からの適用が決定されました。

適用対象地域は「県内全域」で、適用期間は2月20日（日）までです。

適用後の県からの主な要請内容は次のとおりです。

(1) 県内においても、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること

(2) 飲食店等については営業時間の短縮を求め、県の認証をとっていない飲食店においては、酒類の提供を行わないこと

(3) 引き続き県外への移動自粛や感染防止対策を徹底すること

県の要請を受け、町においても一部施設の利用制限を行うこととし、詳細については、今後、文字放送やホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

町民の皆様の日々の感染対策には大変感謝しております。3回目のワクチン接種も2月中旬から順次実施しますが、オミクロン株は想定を上回るスピードで感染拡大しています。引き続きマスクの着用など基本的な感染対策の徹底をお願いします。

新型コロナウイルスは誰もが感染しうる病気です。感染された方の人権を守り、感染拡大を防止するために、個人を特定する行動や、感染者やその関係者への誹謗中傷は厳に謹んでいただきますようよろしくお願いします。

令和4年1月26日

飯南町長 塚原 隆昭